

監 査 報 告 書

学校法人新渡戸文化学園
理事会 御中
評議員会 御中

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における学校法人新渡戸文化学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

令和6年 5 月 23 日

監 事

朝貝義幸

監 事

大門 あゆみ